

警報発令時における休業及び登下校について

1. 警報とは、池田町に発令された暴風警報・大雨警報・洪水警報・大雪警報をさします。

岐阜県市町別警報・注意報は、以下のホームページで確認できます。

気象庁 http://www.jma.go.jp/jp/warn/328_table.html

検索を用いる場合 気象庁ホーム>防災気象情報>気象警報・注意報(岐阜県)

2. 警報発令時(池田町に発令された場合に限る)における休業及び登下校の家庭への連絡について

- (1) 警報が発令されている場合は、午前6時20分頃に防災無線で連絡が入ります。その後は、学校より有線ページング放送及び温知小学校緊急メール配信システムで6時50分頃、その後も必要に応じて連絡します。
- (2) 各支部長さんは、登下校班連絡網等で家庭に速やかにご連絡ください。また、児童に登校させる場合は、副支部長さん等と連絡を取り合って、児童の安全な登校に留意していただき、場合によっては、付き添う等のご配慮をお願いします。

3. 警報発令時における休業及び登下校についての基準について

	状 況	対 応
警報 発令	午前7時以前に警報が発令されている場合	自宅で待機する
	家を出た後に警報が発令された場合、又は警報発令を知った場合	自宅に近い場合は引き返し、学校に近い場合は学校に避難する。
	学校到着後に警報が発令された場合	学校で待機し、気象状況、道路や河川の状況を的確に判断し、安全に帰宅できると認めた場合、授業を速やかに中止して下校させる。
	下校時に警報が発令されている場合	学校で待機し、気象状況、道路や河川の状況を的確に判断し、安全に帰宅できると認めた場合、授業を速やかに中止して下校させる。
警報 解除	午前7時までに警報が解除された場合	平常どおり授業を実施する。
	午前7時から午前9時までの間に警報が解除された場合	解除後1時間を経てから授業を開始する。
	午前9時から午前11時までの間に警報が解除された場合	自宅で昼食を済ませ、午後1時30分までに登校する。午後1時50分から授業を開始する。
	午前11時を過ぎてから警報が解除された場合	臨時休業とする。

4. 学校が休業になった場合は、学童保育(児童クラブ)も休みとなります。

5. その他

- どんな警報であっても、まずは自宅待機をしてください。安全確認の後、登校について有線ページング放送及び温知小学校緊急メール配信システムにて連絡します。
- 登校に支障があると判断された場合は支部長さんを通じて速やかに学校へご連絡ください。
- 支部長さんで登下校班連絡網を確認してください。
- 緊急に下校させた折、家に誰もみえない家庭におかれましては、祖父母宅や隣近所で児童を預かってもらえるようお手配をいただけますと幸いです。
- 自宅待機中(臨時休業中)は外出を控えるようご指導ください。
- テレビでは市町別の表示を確認しにくいいため、混乱が予想されます。学校としては、できるだけ早く緊急メール配信及び有線ページング等を用いて、保護者の皆様へお伝えするつもりです。